

2014年度 中央大学特定課題研究費 ー研究報告書ー

所属	戦略経営研究科	身分	教授
氏名	杉浦 宣彦		
NAME	Sugiura Nobuhiko		

1. 研究課題

(和文) リーマンショック以降の金融監督システムの現状と金融監督法制の変化と今後の方向性について -グローバルレベルでの金融監督制度改革を評価する

(英文) The change and the future direction of the financial supervision system since the collapse of Lehman Brothers

2. 研究期間

2年

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度）

(和文)

リーマンショック以降、欧米の金融監督当局は金融機関への規制の在り方を抜本的に改め、とりわけ厳しい自己資本規制や流動性規制を課すことにより、それぞれの国だけでなく、グローバルな金融市場の安定化を図ろうとしている。その象徴ともいえるものが、米国におけるドット=フランク法の制定や英国 FSA の解体であったが、これにより、とりわけ欧州では、金融監督を実行するのが政府ではなく、中央銀行に回帰する傾向が顕著になってきている。本研究ではこれらの変化が金融法制にどのような影響を与えたのかについて調査・検討を行ってきた。結果、中央銀行が再び、金融監督の実権を担うようにはなったものの、監督手法の実態にはあまり多くの影響が及んでおらず、その間、金融機関がクロスボーダーに業務を展開するようになったため、各国監督当局それぞれでできることが限定的になってきており、FSB(金融安定化委員会)を中心に、グローバルな規制強化の流れの中で、規制の方向性が定められてきている。また、この数年、金融ビジネスの拡大とともに、再び投資銀行系が息を吹き返し、特に米国では、大手金融機関のロビングの結果、従来目指されてきた規制の方向性は以前より大分緩やかなものになるうとしており、その影響は欧州にまで及んでいる。結局、規制強化の動きは一時的なもので終わるのか、またそのことが、世界的な金融危機の再発につながるのか、今後とも中止していく必要がある。

(英文)

For movement of financial regulation, which has been strengthening since the Lehman shock, there are signs of relaxation again, caused by the re-expansion of the financial business of the past few years, We should carefully see the future destination of the supervisory system of the financial industry for avoiding next financial crisis.

3. 研究成果について（研究期間終了後2年以内・予定のものを含めて記入）

期間中、海外(中国・韓国)において成果の一部を活用した研究発表を行ったが、全容的な研究の発表については、現在一部執筆が終わっている金融法のテキスト等に織り込む形で発表する予定。